

松江市告示第 562 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設置許可申請があつたので、同条第 4 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境保全上の見地から意見書を提出することができる。

令和 5 年 12 月 13 日

松江市長 上定 昭仁



1 申請者

株式会社山陰クリエート 代表取締役 田坂 優英
鳥取県米子市和田町 2162 番地 1

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

松江市東持田町字井ノ奥 1630 番 2

3 産業廃棄物処理施設の種類

安定型産業廃棄物の最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類

以上 5 種類については石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。自社中間処理後物に限る（石綿含有産業廃棄物を除く）。

5 申請年月日

令和 5 年 10 月 25 日

6 縦覧場所

島根県松江市学園南一丁目 20 番 43 号 環境センター 2 階 環境対策課

7 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間 令和 5 年 12 月 13 日から令和 6 年 1 月 15 日まで（ただし、松江市の休日を定める条例（平成 17 年松江市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）を除く。）

(2) 縦覧時間 午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

8 意見書の提出期等

(1) 意見書の記載内容等

意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること

(2) 意見書の提出期限

令和 6 年 1 月 29 日

(3) 意見書の提出先

〒690-0826 島根県松江市学園南一丁目 20 番 43 号 環境センター 2 階
松江市環境エネルギー部環境対策課廃棄物規制係